

総務委員会会議録

平成20年2月4日(月)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:48

○ 委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。執行部から資料が提出されていますので補足説明を求めます。

○ 契約課長

一般競争入札の導入につきまして、素案を作成いたしましたのでお手元に配布しております資料に基づき、ご説明いたします。

今回の案につきましては、一般競争入札の実施要領とその取り扱いを定めました、実施要領運用基準の2案でございます。

資料の1ページをお願いします。まず第1条でこの要領の趣旨をうたっております。

第2条では、一般競争入札の対象となる工事を、設計金額1千万円以上の土木一式工事、建築一式工事と、市内業者で履行が不可能な工事、これは例えば井堰、法面、橋梁等の工事でございます。第2項で例外として対象としないものを、第1号で緊急施工を要する工事、これは主に災害による緊急工事でございます。第2号でその他市長が必要と認める工事、これは随意契約となるような特殊な工事を指しております。

第3条では、飯塚市契約規則の規定による、参加資格や入札日時、場所等を公告する旨をうたっております。

次に第4条では入札参加資格としまして、第1項第1号で地方自治法施行令の規定により、競争入札の公正な執行を妨げたり、契約の履行にあたり不正な行為をしたもの等を制限しております。第2号で建設工事の許可を受けていること、第3号で経営事項審査を受けていること、第4号で飯塚市有資格者名簿に登載されていること、第5号で指名停止期間中でないことを規定しております。第2項では発注工事ごとに定めることが出来る要件としまして、2ページをお願いします。第1号で本店、支店または営業所等の所在地に関すること。第2号で等級区分に関すること。第3号で工事に必要な資格、経験を有する技術者の配置に関すること。第4号で手持ち工事に関すること。第5号で特定建設業の許可に関すること。第6号で経営事項審査結果に関すること。第7号で同種工事の施工実績に関すること。第8号で特定建設工事共同企業体に関すること。第9号でその他必要と認める事項を規定しております。第3項では資格要件を飯塚市工事請負業者選考委員会の審議を経て決定することとしております。

次に第5条では、入札参加資格確認申請書の提出について、第1項で、入札参加資格確認申請書及び配置予定技術者調書、また特定建設工事共同企業体によるものにあつては、その結成届や、必要に応じ工事施工実績調書の提出を規定しております。第2項で申請書等の提出期限を公告の翌日から起算して10日以内、第3項で提出方法は持参に限ること、第4項で必要に応じ証明書類を求めることができること、第5項で申請書等の差し替えや再提出を認めないことを規定しております。

第6条では、第1項で参加資格の確認は申請書等の提出期限日をもって行うこと、第2項では入札参加資格がないと決定した者に対し、3日以内に文書により理由を通知することを定めております。

3ページをお願いします。第7条では、第1項でその入札参加資格がないと決定された者は、3日以内に書面により決定した理由について説明を求めることができること、第2項で説明を求められたときは、2日以内に書面により回答することを定めております。

次に第8条では入札参加対象者が市外業者とした場合に、事務の簡素化から、参加資格の確

認を事後審査方式により行う場合を規定しております。第1項で事前に申請書の提出の必要がないこと、第2項で入札開札終了後の落札候補者から必要書類の提出を求め、入札参加資格の有無を確認し落札者を決定すること、第3項で入札参加資格がないと認めた場合は、次に低い金額で入札した者の、入札参加資格の有無を確認し落札者を決定すること、第4項で次に低い金額で入札した者についても資格がないときは、同じ要領で繰り返すことを定めております。

第9条では、この要領に定めるものの他に一般競争入札の実施に関し、必要な事項を定めることとしています。これにつきましては、次に説明をさせていただきます運用基準の事でございます。

4ページをお願いします。次に一般競争入札実施要領運用基準（案）について、ご説明いたします。

第2条で入札参加資格の取り扱いについて定めております。第1号で本店、支店または営業所の所在地に関する要件として、原則として飯塚市内に本店があることとし、市内業者優先といたしております。また市内業者で履行不可能な工事につきましては、準市内業者、市外業者の順に参加要件を設定するように定めております。第2号で、等級区分に関する要件としまして、土木一式工事、建築一式工事の等級区分を、次の5ページをお願いします。別表第1のとおり、1千万円以上の工事につきましては、現行の4ランクから、土木一式工事については、3億円未満7千万円以上をⅠ等級、7千万円未満4千万円以上をⅡ等級、4千万円未満1千万円以上をⅢ等級の3ランク、建築一式工事については、3億円未満7千万円以上をⅠ等級、7千万円未満1千万円以上をⅡ等級の2ランクとしております。なお1千万円以下につきましては、土木一式工事、建築一式工事とも1つのランクとしておりますので、全体では、現行の6ランクから土木一式工事は4ランク、建築一式工事は3ランクとするものでございます。特に1千万円以上のランクにつきましては、ランク数の減少に伴い入札参加対象者を現行と比較しまして、約、倍近くにすることで、十分な競争性が確保され、談合がおきにくい環境が出来ること、また発注工事件数が減少していくなかで、業者の入札参加機会が増えることになると考えております。4ページに戻りまして、第3号では、手持ち工事のある業者は原則として参加できないこと、第4号で経営事項審査結果に関する要件については、原則として準市内業者、市外業者を対象とした場合に設定すること、第5号で施工実績に関する要件については、高度な技術力や経験が必要な場合に、条件として設定することを規定しております。

また、この一般競争入札の導入につきましては、参加業者への十分な周知や、導入に伴う関係基準等の整備が整い次第、出来るだけ早い時期に試行したいと考えております。以上簡単ですが説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、ただいまの資料および補足説明を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。

ただいま一般競争入札制度の導入について説明がありました。前回11月13日の総務委員会でも答弁がありましたけれども、今市が取り組んでいる入札制度改革は市の行財政改革に基づくものですね。これは2010年度までの5年間に約130億円の財政効果を生み出す、そういう数値目標を掲げたものであります。その行財政改革大綱では、少し整理しますと、公共工事の入札・契約に関する信頼を回復するためとして、情報の公開をはじめとするさらなる適正化に資する取り組みを進めると書いてあります。また行財政改革、その実施計画では適正な価格でより品質の高い社会資本を確保するためとして不良・不適格な業者を排除し、談合による落札率の引き上げを防止するなどのための調査・検査体制の充実を図り、契約制度のさらなる改善を行う、このように書かれているわけですね。これらを実現するには様々な改革が求め

られますが、私はこの一般競争入札制度の導入は全体的な改革と合わせて正しく進められるならば重要な意義を持つものと思うわけであり、そのためには本市における入札改革がこれまでどのように取り組まれてきたか振り返り、その成果と課題、検証していく必要があるかと思うわけですが、全般的なことについてはなかなか難しい面があると思いますけれども、前回委員会に対して、入札制度改革の経過に関する資料が提出されています。第2回提出資料と書いてあるものですが、その25ページから30ページにかけてあるわけですが、合併までは旧飯塚市と旧穂波町についてのみですが、過去42年間の経過が簡潔に記載されています。入札制度改革の歩みについて、その主な特徴、どのように市としては捉えているのかお尋ねをしたいと思います。

○ 契約課長

前回の委員会に資料として提出させていただいたものの中から、主に旧飯塚市のものについて答弁をさせていただきます。

まず昭和40年に業者選考委員会という組織を設置しております。それから昭和54年に指名業者の格付け基準を制定しまして、土木、建築ともに5ランク、専門工事については2ランク、それから指名保留基準を制定いたしております。それから昭和59年に国の指名停止モデルに基づきまして、指名保留基準を指名停止措置要領というふうに改正をいたしております。それから平成6年に土木・建築を5ランクから4ランクに変更しまして、Aランクのみを全者指名というふうに変えております。これはより指名の公平性を保つという観点から全者指名と移行しております。それから平成7年にBランクを全者指名としまして、その後順次他のランクでも全者指名と改正をいたしております。それから平成11年には契約事務の透明性ということから予定価格の公表を5000万円以上につきましては事前公表、1000万円から5000万円については事後公表をいたしております。それから平成14年には業者の格付け名簿の公表、それから工事成績点数の公表、予定価格100万円以上につきましては事前公表、それから最低制限価格につきましても事前公表をいたしております。それから平成19年、今年度でございますが、契約約款の一部改正を行いまして、談合その他不正行為の場合の契約の解除権および賠償の予約を追加いたしております。

○ 川上委員

議会の会議録なども見ましてね、本当にかいつまんでではあるんですが、私も入札制度改革の流れをこの資料に基づいて追ってみたんですが、事件というか、疑惑・情報があったときに改革がなされるという場合もあるんですが、そうでない場合についても旧飯塚市は積極的に改革の努力がされてきた面もあろうかと思うわけですが、いずれにしても全体としては現在の行財政改革実施計画が目標とするもの、つまり先ほど述べましたけれども、不良・不適格な業者を排除し、談合による落札率の引き上げを防止するための調査・検査体制の充実を図り、契約制度のさらなる改善を行う、こういう努力がなされてきた。発注責任者の決意が問われてきたところだと思っております。

こういう状況の中で、現状、特に談合による落札率の引き上げを防止する、この点について現状どうなっておるのかということを実況評価ということを考える必要があると思っております。前回の総務委員会、市長は企業誘致活動のため東京に2泊3日出張ということで、出席されていませんでした。その総務委員会で私は本市が合併した平成18年度における設計金額1000万円以上の工事契約および潤野枝国都市下水道新設工事に関わる入札記録に基づいて100%近い、高い落札率が続いている実態を示して、そのおもとに日常的な談合システムはないかどうか、調査が必要ではないか、こういう指摘をしたんですね、この高い落札率について上瀧副市長は、談合というのは社会的に許されるものではない、このように述べられたわけですが、落札率が非常に高いから談合が全て行われているのではないかというのはいかなものかと思う、また濱本上下水道事業管理者は一概には工事高で入札率がどうのこうのと言われ

るのはどうか、安ければいいという仕事じゃないと思う、このような認識を示されたわけです。行財政改革実施計画では、くどいですが談合による落札率の引き上げを防止するとうたっている。その実現に全力を挙げるべき発注責任者が、100%近い状態が続いている本市の落札率を見ても談合の影を否定する。上下水道事業管理者は品質確保の観点からとはいえ、落札率が高い方がいい。事実上、こういう認識を表明されたわけです。それで、発注責任者がこういう認識では、本来談合による落札率の引き上げの防止あるいは引き下げなどその役割発揮が期待される今回の一般競争入札制度も絵に描いた餅になりかねないのではないか、そういうふうと思うわけです。

そこで前回答弁の関係がありますので、副市長の見解を伺います。

○ 契約課長

落札率の件につきましては、今年度後半はかなり低落札率の入札が何件かあっておりますが、確かに今までの平均の落札率を見ると高い状態が続いております。ただしその入札につきましても過去に談合等の情報は一切あっておりませんし、そのところで談合があったという確認は取れておりませんので、あくまでも予定価格に対する入札の結果だというふうに捉えております。

○ 川上委員

私の質問の意図はお分かりと思います。一般競争入札制度の導入は正しくというふうに私言いましたけど、決意を持って、発注責任者が決意も込めて正しく導入されれば、談合による落札率の引き上げの防止だとか、場合によって引き下げ、そういう役割発揮が期待できる面もあると思うんですよ。行橋のこともありますけど。

ところがこんなに高い、100%近い落札率が続いておって、発注責任者あるいは副責任者が入札の結果だと。事業管理者については先ほど言ったとおりです。こういう乱暴なことを言われている、そういう認識ではこの一般競争入札は、せっかく導入しても機能しにくいのではないかというふうに言ってるんです。行橋の場合は94%まで下がったんですね。本当は80%まで下がるだろうというふうに期待されつつあったわけですよ。それはちょっと他の自治体のこと言ってますけれども。そういう問題です。ですから決意を持ってあたらなければこの新しい制度改革も絵に描いた餅になりかねないというふうに言ったわけです。

この高い落札率、それから談合の問題については前回の総務委員会を前後して各地で大問題になってますね。行橋では水道工事、それからこれは県発注ですが、県道歩道工事、これは落札率97%というんですね。それから芦屋、これは庁舎改修のための一時仮施設が要りますから、そこの仮設工事、これは予定価格が税抜きで1360万円なんだけれども、落札率が99%で県警が今事情聴取始めましたね。それから直方ではイオンの奥に上頓野産業団地、工業団地の造成工事が始まりましたけれども、この工事の入札、昨年行われました。予定価格8億4234万円と報道されてます。事前にこれは西日本新聞に談合情報が寄せられたんですね。入札の結果、97.34%で落札されておるわけですがけれども、落札したジョイントベンチャーは情報どおりのところであったと。これで直方市議会は侃々諤々の激論を交わすことになっていくわけです。

こうしてみますとね、各地の事件一つひとつ洗うまでもなく、この高い落札率のおおもとに談合の影がある。このことは明らかじゃないですか。市長、どういうふうにお考えですか。

○ 契約課長

他の市、あるいは町での実態でございますので、詳しいところは分かりませんが、これが仮に談合によって落札率が引き上げられたというようなことであれば当然に防いでいかなければならないというふうに考えておりますし、その対応として、今回案として出させていただいております一般競争入札の導入につきましても、参加対象者数を増やすことによりまして競争性を高めて談合の防止をする環境を作っていくというふうに考えております。

○ 川上委員

それはそうなのでしょうけど、私が何度も言いよるのはこの100%近い落札率に発注責任者が無頓着でいいのかと、厳しく言えば。そういうことを言ってるんです。なぜ業者は談合するのかと。今度は自分が仕事を取りたいからお願いしますよというだけではないでしょ。一番有利に仕事を請けたいわけじゃないですか。そのためですよ。この行為はいつも言いますが、税金を喰い物にする行為ですよ。彼らが品質を確保するために談合してるわけじゃないですよ。ですから発注責任者は遠慮なくこの問題については厳しい態度をとる必要があると思うんですね。

またこれも前回のことになるんですが、私は一定の基準を超えた高い落札率については、そうなった場合は談合がなかったかどうか関係者に事情を正すルール、これを今回の入札制度改革に盛り込んでどうかというふうに聞いたんですね。あなた方はこれに対して工事見積書の提出を求めるなど談合しにくい環境づくりに努力する、こういうふうには言われたんですけども、その業者が談合したことを前提にしたような調査というような格好にもなりかねない、応札される方はそれぞれの立場で自由に自分の意思で入札していると考えます。このように言われたんですね。答弁されたんです。これは副市長です。要するに私が提案したルール作りについては否定的な態度だったんです。これについても先ほどから紹介したような各地で立て続けに発覚している談合、あるいは談合疑惑、この状況を見ても談合情報があろうがなかろうが高い落札率については調査をかけると、こういうルールを最初から作っておく必要があるんじゃないですか。そうすれば談合があろうがなかろうが調査があるわけですから、業者の側も覚悟の上ですよ。ですから遠慮する必要はないと思うんですね。これは前回副市長が答弁されております。どうでしょうか、ここのところは。遠慮する必要がありますか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:28

再開 10:30

委員会を再開します。

○ 契約課長

前回は答弁させてもらいましたが、今現在、予定価格を事前公表いたしておりますので、業者によってはキチンとした見積をされてない業者もあるかと思っておりますので、今後は業者に周知しまして指導をした中で見積書の提出を義務付けていきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

私は副市長が前回の答弁の中で談合というのは社会的に許されないものだというふうには言われたわけですよ。私は言葉が本質をつきたいということで税金を喰い物にする行為だと言うんですけども、副市長もそう言われた。言われたなら抑止力だとか、通り過ぎたものについてはキチンと調査をするだとかいうようなことが必要だと思うので、このこと言ってるわけです。新しいルール作りをね。こういうのがないと一般競争入札制度が十分な機能を発揮できないんじゃないかということですね。

このことについてあと2つくらい前段の話聞いておきたいんですが、事態は、飯塚市は当局が答弁するほど平穩ではない。かなり深刻な状況があるんです。いろいろ報道がある中でね、新聞開いて飯塚市という名前が出ないから私もホッとする面あるんですけど、現実に落札率という面で着目してみるとね、深刻な問題あるんですよ。落札率が100%近いということで前回総務委員会で指摘した潤野枝国都市下水路新設工事、市長ね、総延長は2460m、総事業費は28億円ですよ。すでに平成18年度末での整備延長は1857mで、整備率75%と聞いています。20工区あるんですよ、前回委員会までに。この20工区のうち16工区が落札率が99%以上なんです。そのうち最低は99.32、最高は99.92と。お聞きになって

るかどうか分かりませんが、その一方で3つの工区は70%台なんですよ。同じような工事、少し違う工事があるかと思いますが、全体としては同種の事業です。この中で落札率の高い方から1、2、3、4、5、これ全て坂平産業という特定業者が独占してるんですね。どうしてこんなことが起きるのか。あなた方は談合情報はなかった。あくまでも入札の結果である。事情を調査したことはないというふうに答弁されたんですね。私ちょっと独自に調べましたらね、21工区あるんです。去年の12月入札です。これは落札率98.49%です。99%台ではないけれども、100%近いですよ。特定の事業において100%近い落札率が連続すれば、発注者としては違和感覚えるのが当然だと思うわけです。ですから今回の場合については、都市下水路については発注者としては談合情報があるとなかろうと関係者に直接会って事情を聞くくらいの構えがなければいけないと思うわけです。そこで質問なんですけれど、100%近い落札率の入札については過去のことだって、こんなこと言わないで、今からでも事情を調査するべきではないかと思うんです。見解を伺います。

○ 契約課長

前回の委員会での答弁と同じ答弁になりますけど、あくまでも入札の結果でありまして、この落札率が高いということの対策としまして、今回競争性を高めた中で一般競争入札を導入したいという案を提案させていただいております。

○ 川上委員

そういう答弁で終わるのかもしれませんが、一般競争入札制度を実効あるものにするためにということで、もうひとつだけ質問しましょう、この点について。

今日は上下水道局来ておりませんが、上下水道局は庄内の岩崎浄水場膜処理施設機械設備工事をめぐる汚職事件で、談合疑惑が明らかになった企業、つまり水道機工に入札資格を認めて75カ所の上水関連施設の維持管理を業務委託したわけです。約5億8000万円で3年契約交わしたんですね。私の指摘に対して上下水道局は手続きとしてそういった情報が入ったら、それなりの調査をして誓約書を提出させて、ないということを確認して入札をした。その時点では確認できなかったということだけしかお答えのしようがありません。何か談合を許さないという決意のこもらない、反省のない答弁をしたんです。これは、こういうことでは私は本市の上下水道局は同じことを繰り返す危険があると思うんですね。今日は上下水道局来ておりません。前回副市長がこの問題で答弁立たれなかったのは、市長部局のことではなくて上下水道局のことだという思いだったんだろうと思うんですが、今日は市長もおられるわけで、仮に市長部局であればこのように、つまり入札業者の一部から談合した相手だと指摘された企業について、つまり談合疑惑が明らか業者については一定期間指名を見送る、あるいは一般競争入札になれば入札を認めない、こういう厳しい態度をとることを考える必要があるんじゃないでしょうか。その辺いかがですか。

○ 契約課長

談合の事実が明らかになった場合につきましては、当然指名停止措置をするわけでございますが、疑惑が浮き上がった場合でございますが、ここのケースを慎重に検討した中で対応していきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

ここのケースで慎重に対応ということなんですけれども、ケースバイケースがあるでしょうけど、庄内の場合は事件が発生して、捜査の過程で明らかになったことなんです。普通の状態じゃないんですよ。ちょっと電話があったとかそういう話じゃないんです。捜査当局に打ち明けてるわけですよ。ですから、そういう意味ではケースバイケースになるかもしれませんが、やっぱり厳しい態度をとる必要があると思うんです。私は今やり取りだけで感想を申し上げるわけにはいきませんが、下手をすれば一般競争入札制度、導入することができても、当局、市長、副市長、発注責任者、副責任者が決意がこもっていなければ本当に絵に

描いた餅になりかねない。そういうことを指摘しておきたいと思います。

そこで今日の報告に基づく質問ですが、まず実施時期についてであります。できるだけ早く実施をしたいというふうに説明がありました。どういう手順が必要なのか、あと。そして実施はいつごろがめどとなるのかお尋ねいたします。

○ 契約課長

導入の時期につきましては、まず業者への周知、例えば入札の公告をした場合の公告する時期、あるいは場所、そういったものの周知、それから一般競争入札の事務手順の周知、それから一般競争入札導入の今提案し、審議いただいておりますが、これに付随した1000万円以下の指名競争入札の基準、あるいは他の工種の指名基準、それからJV（ジョイントベンチャー）に関する規定等がありますので、そういったものを整備した中で7月をめどに試行をしたいというふうに考えております。

○ 川上委員

それではこの実施要領案の第2条なんですが、実施対象が土木一式と建築一式に限られています。そのほか電気だとかもあろうかと思うんですが、この2つに限っておるのはどうしてですか。

○ 契約課長

まず設計金額が1000万円以上というのは、これは全国知事会の指針の中で1000万円以上という指針が出ております。それからその中で対象業者数も20から30者以上を対象とするようにという指針が出ておりますので、それを参考に1000万円以上というふうに考えております。

それから土木と建築にしておる部分につきましては、業者数も土木・建築については多いということ、他の工事に比べて発注件数が多いということでございます。それから3号でうたっております市内業者で履行不可能な部分につきましては、これは当然市外業者が対象となるわけでございますので、一般競争入札の試行の対象というふうにいたしております。

○ 川上委員

それでは実施要綱の4条と運用基準の2条の第1項に関わることですが、地域要件の問題、4ページの1において基本的に市内の業者だというふうになってるわけですね。前回11月提出の資料を見ますと23ページに類似団体34市の状況調査がありますね。23ページの2を見ますと市内業者に限定しているのは1団体、市内業者および準市内業者限定が1団体、市外業者全般の拡大というのはなしと。対象金額により市外業者まで拡大しているのが8団体、その都度決定しているが5団体ですね。これとの比較で見ると今日報告のあった点からいうと、相当市内業者に限定しているということなんですね。対象業者数がどうなるのかということで競争性の問題、それから談合しにくい環境づくりというのがあると思うんですが、一番談合がしにくいのは、例えば市内業者全般プラス、ここは難しいところと思うんですが、市外の業者をセレクトして入札させることなんですよ。ここが難しいですよ。そうするとほとんど談合は不可能です。その市外業者が仕事を持っていったら地元業者の育成とどういう関係になるのかという心配もあるでしょうけど、私は談合をね、あるいは常態化してなければいいですが、そういうシステムを突き崩す方が地元の零細業者を助ける、育成するという点では優先度があるんじゃないかと思うんですが、そこのところどうして市内業者に限定したのか、そこの考え方をちょっとお尋ねします。

○ 契約課長

地域性の問題につきましては、やはり地元業者の育成あるいは地場産業の振興という観点から市内業者を優先とした制度をしたいというふうに考えております。

それから先ほどの前回出しました資料についてでございますけど、ここのところで市外業者まで拡大、市外業者を入れておると、対象金額によって市外業者まで拡大しておるとかそうい

った回答をいただいておりますけど、この実態につきましてはかなりの大型工事で当然市内業者では受注が無理というようなケースがほとんどでありまして、当然市内業者で対応できる分についてまで市外業者まで拡大しておるといったようなケースはありませんでした。

それから市外業者を一部参入させるということにつきましては、年々工事発注量が減少しておりますし、それに対しまして市内の業者数はそれほど減少しておりませんので、まだ市外業者を参入させるというような時期には来てないのではないかというふうに考えております。

○ 川上委員

この地域要件の問題については、最終確定までもう少し実質的に談合をもっとしにくいようにするためにどうしたらいいのかという工夫を地元業者の育成との観点ともかみ合わせながらよく研究する必要があるだろうと思います。

それから5ページに別表1があって説明もありました。業者対象数は倍になるというふうにも言われましたし、全国知事会の指針が20から30だというふうにも言われましたけど、本市の場合、具体的には概ねどの程度になるかお尋ねいたします。

○ 契約課長

この別表のランクによる業者数でございますが、土木につきましては現行のA、B、C等級は全体の概ね各等級ごと10%で各等級ごとの業者数が17から18者でございます。今度の試案につきましてはI、II、III等級とも概ね倍の20%としまして、全体の業者数が20年度も19年度と同じ業者数とした場合には、34者から36者ということになります。

また建築につきましては、現行のA、B、C等級は全体の概ねそれぞれ16%で、各ランクとも11者から13者でございますので、今度の案で行きますと1等級、2等級とも概ね30%といたしまして22者から25者に増えるということでございます。

○ 川上委員

別表から離れますけれども、1000万円以下の場合はどういうふうに考えておられますか。

○ 契約課長

1000万円以下の工事につきましては一般競争入札の対象から外しておりますので、現行の順番制による指名競争入札をするわけでございます。現行の指名競争入札につきましては、1つの工事あたり6者を指名しておりますが、この分につきましても競争性を高めるところから10者程度に増やしていきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

1000万円以下の場合には順番制で10者ずつ区切っていくということのようですけれども、これでは最初からだいたい談合する相手が分かることになりませんか。

○ 契約課長

現在行っております順番制のやり方につきましては、他の方法によるものに比べまして発注者側の恣意性が排除されるというようなことから、より不正の起きにくい制度だというふうに考えております。

○ 川上委員

私はこの点についても従来6者だったのを10者程度にすれば発注者側の恣意性が入りにくいというふうに言われましたけど、現実に談合の起こりにくい環境づくりという点で言うと、抜本的なことを合わせて考える必要があるだろうというふうに私は思うわけです。

それから続けて、品質の確保の問題については、一般競争入札導入と無関係ではないわけですね。この点については合わせて検討されていることがありますか。

○ 契約課長

競争性を高めるということによりまして、当然低入札による品質の低下ということが問題となるわけでございますけど、現在5000万円以上の工事について最低制限価格を設定しておりますので、それを来年度よりは1000万円以上についても最低制限価格を設定いたしまし

て、品質の確保を図っていきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

品質確保について続けますけれども、私が最近特に感じてる問題の1つは工期の問題なんです。かなり苦しいところで業者が仕事取ったとしますでしょ。そうするといろんなことで経営努力をするわけだけでも、発注者の要求とは別の次元で業者が工期短縮のためにやろうやろうとなる可能性があるわけですね。そうすれば仕事が荒っぽくなるだとかいう可能性もあるわけですね。これは上下水道局発注の目尾汚水幹線ポンプ場の地下構造物のときに鉄筋不足が指摘される事態があったんだけど、業者の方は工期に追われたというようなことを言い訳として言ってるわけですね。こういうこともひとつはあろうと思います。

それともうひとつ、これはお尋ねします。下請け保護の関係です。もう品質確保という点では下請けの力がキチンと確保されると、発揮されるということが不可欠ですね。これについては今の段階で特別なことを検討されていますでしょうか。

○ 契約課長

競争性が高まった中で低入札というようなことになった場合には当然下請け業者へのしわ寄せ等が考えられるわけですが、これにつきましても、最低制限価格を設定することによりまして防ぎ、また受注者への指導も図っていきたいというふうに考えております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:55

再開 11:01

委員会を再開します。

○ 川上委員

今、品質確保の問題について関連させながら下請けのことについても述べたんですが、地元業者の育成という観点からいいますと、この競争性が高まる一方で、説明だと入札機会が増えるんだからという、まあ両面あるんだというようなお話でしたけれども、発注量が全体として減るわけですから、入札機会が増えたとしても、受注できるかどうかというのはかなり厳しいわけですね、もともと。ですから結果として厳しくなることもあるわけですね。入札制度の改革の側面からだけでは、地元業者の保護・育成ということは難しい面があるんだけど、例えば商工はおりませんけれども、融資制度の改善、融資受けるにしても税金の完納証明が要りますでしょ。これはかなり厳しいんですね。本市の商工資金の実績、ものすごく落ち込んでますよね。これはいろんなことがあるんだけど、基本的には納税証明のことが大きいと思います。そういうことも緩和するとかする必要があるし、同時にこの入札資格についてもこの納税について緩和措置が必要ではないかと思うんですよ。その辺は何か検討されていますか。

○ 契約課長

現在は参加資格申請書を提出する中で、納税証明書は必要書類として添付をしていただいております。その中で現在、適用となる時期、4月1日適用でございますので、それまでの間のことかいったような、そういった事情につきましては個別に相談に乗っておる部分もございます。

○ 川上委員

私が今言った点については、恒常的な制度として緩和措置をとることも検討する必要があるし、同時に原油の高騰をめぐって様々な経営難に遭遇してる方たくさんおられると思うんですよ。これはいつになったら解決するというような問題ではないですね。ですから、緊急的な措置としても、あるいは暫定的な措置としても検討する必要があるんじゃないですか。そのことを申し述べておきたいと思います。

第1回目の最後にしたいと思うんですが、鯉田工業団地に対する日本共産党の考え方は繰り返し述べておるとおりなんですが、市としては早期に土地を取得して、様々な工事契約が出て

くるだろうと思うんですよ。そのときは指名競争で行くつもりなのか、一般競争で行くつもりなのかね、まずお尋ねします。

○ 契約課長

鯉田工業団地の件につきましては、これは来年度の事業ということでまだ予算の成立もあっておりませんし、また発注時期についても未定だと思います。今回の案につきましては、先ほど言いましたように業者への周知とかいうことから7月をめどに試行したいというふうを考えております。

○ 川上委員

この鯉田工業団地については近年にない大型事業になると思われてると思うんですよ。直方のことはよくよく研究しておく必要があると思います。落札率でいえば先ほど言いましたけど97.34だったんですが、談合情報があり、そして情報どおりのジョイントベンチャーが落札していくと。予算も契約議案も通っていくということに直方はなったわけですね。もし仮に直方の頓野の工業団地造成工事、談合があったとするなら、やり得ではないですか。そうすると、どういう教訓をその勢力が引き出すかといえ、もうやり得ということですよ。いま230ヘクタールくらい各地で造られてるんですけども、飯塚が次入札があるだろうということはだいたい人命でしょうからそういった点ではこれでは絶対に本市としては談合を許さないくらいの覚悟要るんじゃないですか。共産党は急ぐ必要ないと、やめた方がいいと言ってるんですよ。しかし市長があれだけ言ってるし、総務委員会休んでまで企業誘致に行くくらいなら、こちらの目もしかるべき考えられておるんじゃないかと思います。市長どうですか。

○ 総務部長

入札については透明性とか公平性、競争性というのが確保されなければなりませんので、談合というのは前回の副市長の答弁でもありましたように違法行為でございますので、そういった問題については談合を防がなければならないと思っております。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

○ 兼本委員

せっかく試行と出した一般競争入札ですので中の点を若干お尋ねしますが、5条で一般競争入札参加を希望するものがあるときは当該入札参加希望者に対していろんなあれをするということで、こういう公示を出したときには10日以内に申請書を出しなさいということになっておりますけどね、この場合に例えば今業者が先ほどの説明の中で等級ごとで今のランクからいう17から18が34から36になるということで業者数が増えると。業者数が増えることによって競争性を高めるという説明がございましたけど、この一般競争入札に参加したという企業は企業内でこの人もしてるこの人もしてるというような特定ができるんですか。特定できないようなふうにしてるわけですか、これは。例えばある工事に7月から試行したときに私も一般競争入札やりました。今でいうA、Bランクの人たちが出したときに、34者が全部出したとした場合に、34者出たかどうかわからんけど、10なら10、15なら15、出したときにその15者は業者間であの人も一般競争入札に参加してる、あの人も参加してるということは特定はできるんですかね。特定できないんでしょうか。その点どうでしょう。

○ 契約課長

一般競争入札を公告したときには対象業者の等級を例えばA等級に該当する人とかいうふうな表示はいたしますけど、申請されたときについては今後は現説も廃止をしたいというふうを考えておりますので、それぞれ入札を執行するまでは業者の公表は差し控えたいというふうを考えております。

○ 兼本委員

まずそのところなんですよ。

だから業者があの人参加してる、この人も参加してるということが分からないようにしないと一般競争入札の意味がないと思うんですよね。分かんると指名競争入札と同じことですからね。

それともう1点、前回視察に行ったときもありましたように、業者数はかなり30くらいありますけど、実際に参加したのは4者か5者しかいないというようなことがございましたよね。その場合にはどういうふうに対応するのかそこのところを今参加する人がいないんですから、ぜひあなたも参加してくださいと行政が言うのもちょっとおかしいこともあるけど、しかし現実には4者か5者であれば今の指名競争入札よりも業者数減るんですよ。だから実質はペーパー上では34者から36者いるけど、参加希望した人は4者か5者しかいなかったということになってくると、今まさに今度の談合防止、公平性と透明性は飯塚市は分かるけど、競争性が若干足らんから、行財政改革の一環、健全財政の確保のためにもこの一般競争入札を導入しようということをやったわけですけど、そこのところが一番この一般競争入札やったときに、いい意味であり、悪いところにもなってくるんですよ。その店はどのようにお考えか、やってみないと分かりませんから実質問題そんなことはないかも分かりませんが、そういう問題、そういう業者数が少ないときにはどのように対応しようとお考えか、その点お聞かせください。

○ 契約課長

一般競争入札を導入した場合、他市の事例を聞きますとなかなか100%近い参加者数は確保できていないというのが実情のようではありますが、本市の場合につきましてはまだどのくらいの参加者があるかどうか想像が付きませんが、一般競争入札を公告した時点で競争は始まっているという考え方の中で2者以上おれば入札を執行すると、これは原則でございますので、2者以上の参加があれば執行するという考えでおります。

○ 兼本委員

その際に先ほどから川上委員が言われるように、高止まりで落札ができたわけですね。その場合に業者数が少ないで高止まりになったということになってくると、どうしてもせっかく競争性を高めようと思って一般競争導入したけど、現実とは違っていたということになってくると、ある意味では先ほどから言っているように99.何%とかいうようなことになってくるとこれはちょっとどうやらかということも今後は検討課題にしなければならないのではないかなというふうに思うわけですね。だからこれは今、やってみないと分らんことですから、先ヅモするわけじゃないけど、その点はよく検討されとった方が、今後のせっかく競争性を高めようと思ってやって、34者、36者いるけど実際に今課長が言われるように2者以上いればできるわけですからね。2者が一般競争入札参加して落札率が99.8%とかいうふうになると、何のために一般競争入札したかということになるわけですね。そうすると一般競争入札でも現実高止まりもあるし、低いところもあるし、競争性が発揮できたところは低く抑えるし、競争があまりなかったかなというところはそういうところもあるし、一概に高いからどうのこうのということに断定はできないにしても、そういうふうなことはあるんじゃないかというふうなことが今全国的に警察の方でも99.何%となったら談合があったんじゃないかという形の中の前提で調査をやるというようなことが今全国的にはだいたいそういう傾向になってますからね、おそらくそういうふうになるんじゃないかろうかと。それから管財の中にも警察の退官の人に入ってもらおうと契約課のところにも入ってもらって、そういうふうなチェックとか何とかいうようなものをとるとか、何かやっぱりそういうところのものも今後の検討課題として考える必要があるんじゃないかろうかと思っておりますけど、今の段階ではどうのこうの言わないけどちょっとお考えだけお聞かせください。

○ 契約課長

今委員が言われたようなことが他の市辺りでも事例として上がっておりますので、今回これを7月より試行をしていく中で経過を見て、検討をしていきたいと考えております。

○ 兼本委員

それと業者がⅠ、Ⅱ、Ⅲ等級までで、今のところは6等級まであるわけですよ。だから業者さんが金額を提示しますから、だいたい私のところは今の格付けでもらったら何等級とは分かるでしょうけど。やはり業者に周知徹底させる。そしてさっき言いましたように一般競争入札になると10日以内と3日以内の異議申し立て、2日以内の回答がありますよね、15日。だから現実指名競争入札でいくと今だいたい現課から工事をもらって、指名をして応札までということになると今の日にちで何日、指名競争入札だいたい何日ということにはだいたい大まかにどうなってるんですかね。

○ 契約課長

現在行っております指名競争入札につきましては、現課より依頼を受けましてから入札までが約20日間でございます。これを一般競争入札をしますと、今言われました指名されなかった業者に対する説明とか、そういった日にちが必要でございますので、だいたい27日、7日間くらい期間が長くなる予定でございます。

○ 兼本委員

日にちが長くなるとまた業者の特定もできやすいようになりますしね、ある意味で言うと、本当言うとサッと一般競争入札申し込んでもらって、すぐ応札するのが一番話し合いの期間短いんで一番いいと思うんですけどね。そういうところもありますから、今度長くなるというのがいいのか悪いのかということも出てくるし、そこのところもあります。それから業者には周知させられないかんということもありますので、今後これをやったことについてはもう市としては談合は絶対、もしもそういったことが発生したときは厳格に処罰するためにこれ取り入れたんですよということを周知させながら業者に説明していく必要もあるかと思うんですよ。だから7月から試行しようということですから、今もう現実2月ですからね、もう2、3、4、5、6、もうやるとすればあと5カ月しかないんですよ。先ほど言うように市としての考え方もしっかり業者に周知させながら、この一般競争入札導入せないかんと思うわけですけどね。そこのところはいろんなところで検討はされると思いますけど、そういうふうな意気込みをしっかりと述べるように契約課長として、総務部長でもいいですけど、業者さんにそれぞれ個別にやるのか、全部集めて説明するのか知りませんが、キチッとそういうところはやってもらいたいと思いますが、その点いかがですかね。

○ 総務部長

入札制度の新しいやり方でございますので、関係者には十分周知期間を設け、丁寧な説明をした上で実施したいと考えております。

○ 兼本委員

この一般競争入札の導入も先ほどから言いますように行財政改革の一環、健全財政の確保というような観点の中でこれも出されたことと思うんですけど、若干一般競争入札からちょっと外れるかも分かりませんが、近年、新聞報道で例えば先ほど言った鯉田工業団地の誘致について、名古屋に事務所を作るとか、オートレース場の場外車券場を作るとかいう形の中で、これは熊本の新聞ですけど、うちの職員が現実に町を訪れて説明をしたというような報道があつてのわけです。これはいろんな意味で、行財政改革の中で、やっぱり健全財政確保のためには企業を早く呼ばないかん、オートレース場の売り上げもせないかんというような意気込みはよく分かるわけですけど、こういうのが我々は市民からそういうのは飯塚市やってるんですかというふうな形の中でされて、いやそんなのは知らないよということになってくると後で新聞報道でこういうのが出てくるということになってるわけですけど、行政と議会は車の両輪で一緒にやっていこうやということをよく聞いておりました。新しい齊藤市長になってもお互いががんばっていきましょうやということの決意を述べていただいたわけですけどね、どうもその点が議会に対する説明が若干欠けてるように私は思うんです。皆さん他の議員さん聞かれてる

かも分かりませんが、私はそう思うんです。だからある意味でいうと議会軽視ということでこれはせめて議長くらいに話してもらおうと議長も聞くと、目の前におりますから嫌事ですけど言いますけど、聞きますと代表者会議なり開いてこういうことがあつてますよということの議長も報告する義務があると思うんですよね。議長にも私苦情言うんです。何で代表者会議開いてこんなことやってくれんとかと言ったら、いや実は私も後から聞いてですねというような話があるんですけどね、だいたいどうなっているのかをこれは本当言うと名古屋事務所は経済部、オートレースはオートレースですからね、この総務委員会で言うこと自体がちょっと所管外のことではいかげなものかと思うわけですけど、それぞれ担当部長もおられることですので、こういうことはご存じやろうと思えますけど、だいたい今までのやり方がいかげなものかと思うわけですけど、今後こういうことから新聞報道が先に進むということについてどのようにお考えか、次回からはどのように議会と行政が車の両輪ということで手を携えていくかということについて、どなたか総務委員会ですから言ったら総務部長しかおりませんがね、あなただけ思うかちょっと答弁してください。

○ 総務部長

先ほど言われておりましたレース場の問題と名古屋事務所の件でございます。これにつきましては、議会と車の両輪で行くということで、やはり市政をこの2つの問題についても市の大きなポイントだと思っております。これにつきましては今言われましたように議会の理解、協力あるいは連携、後押し等がないととても進んでいくべきことではございませんので、今後ともそういった連絡を密にしながら、進めていく十分な配慮をしてみたいと考えております。

○ 兼本委員

指摘されたらその都度やっていきますということでやられるんです。それぞれいろんな意味で議会軽視でということの問題にしようと思つたらできんことはないわけですよ。だから今後こういうことについては市長、副市長からよく部下に、事前に議会との連絡・・・まあ執行権の問題ですからね、はっきりいって議会は後でもいいよという考え方も若干あるかと思えますけど、やはり議会と車の両輪ということですので、やっぱりせめて議長、副議長、所管の委員長くらいまでにはこういうことで進めると思えますと、ただまだ公表する段階でないので、そこのところご理解いただきたいとか、何かそういう形の中でやっていくような形をやらんと、今後大型プロジェクト工事なんかも控えてるわけですからね。その点指定管理者の制度についても同じことですけどね。そういう問題もありますので、ぜひその点をご配慮していただきたいと思えますけど、副市長どうでしょうかね、そこのところ。あなたもこの頃風邪ばかりひいて体調があんまりよくないごとあるけど、ひとつ部長さんたちにそこのところぜひご指導していきながら議会とうまく、やっぱり手携えていかんと、行政と議会とケンカするわけやし、議会内でもケンカするわけいかなわけですからね。その点どうですか。

○ 副市長

今回の問題で配慮が足らなかった点があつたのはお詫び申し上げます。

常日頃から私の方も職員には議会と執行部とはそれぞれ協力し合つて、いい行政をしていく。いい市政を作っていくんだということで職員の方にはお話をさせてもらっておりますので、事前にご相談しておくのがいい議会対策といえますか、後の審議がスムーズに行くためにはそのようにぜひ心がけて漏れのないようにしてくれということは常々お話をさせてもらっております。また私が気づいた点がございましたら、私自身が議長さんなりそれぞれの委員長さんなりにご相談をしてみたいというのが実態でございます。今後とも漏れがないようにしっかり職員も指導していきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしく願ひいたします。

○ 兼本委員

ひとつよろしく願ひいたします。一般競争入札のところ、若干違つたところで申し訳ご

ございませんけど、今後とも我々も行政がやることについてはできるだけ協力していこうという気持ちでありますので、苦言は苦言として聞いていただいて、お互いに手をとって本当にこの困難な時期を後もう少しで乗り越えられるのかどうか分かりませんが、乗り越えるためには議会と行政ががんばってやらないかんわけですから、またいろいろ巷では議員の定数減らそうということで署名活動が何かあってるやに聞いておりますけどね。とにかくうまくいかない議会は要らんぞという話になってくると思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○ 永露委員

あらためてお尋ねをいたしますが、今回の一般競争入札への移行、最大の目的は何ですか。端的に教えてください。

○ 契約課長

今回のこの案の中での目的といいますのは、いかに競争性を高めていくかということでございます。

○ 永露委員

競争性を高めるとは何ですか。

○ 契約課長

入札に参加する対象者の枠を広げるということでございます。

○ 永露委員

何のために枠を広めるんですか。

○ 契約課長

競争性を高めることによりまして、談合がより起きにくい環境を作っていくということでございます。

○ 永露委員

だから最初に言うていただければいいんです。

この最大の目的は談合防止なんです。ということは先ほどから川上委員が散々言われておりますね。今回、最大の目的である談合防止のために一般競争入札制度を導入するんです。ということは、これまでの指名入札においては談合が行われていた疑いが非常に強いという認識は持たれておるわけですね。談合が行われていたということは言えないまでも、談合が行われていた疑いが非常に強いという認識は当然あるんでしょ。あるからこそ、その談合防止のための移行でしょ。違うんですか。

○ 契約課長

今までの状況といいますのは、結果として落札率が高かったというふうには認識をしております。今回の一般競争入札の導入につきましては、入札の原則は一般競争入札ということでありまして、国あたりの指導の下に今回導入をしようとするものでございます。

○ 永露委員

答えてない。あなたは先ほど今回の制度変更の最大の目的は談合防止であると言われたんです。何で談合を防止するんですか。何で談合防止のための今回の移行なんです。あなたの答弁だと移行する必要ないじゃないですか。でしょ。移行の目的は何ですか。談合防止でしょ。ということは少なくとも談合があったかどうかということについては非常に微妙な問題です。言いにくい点はありませんけれども、それに近いような、もしくは疑いを持たれやすいような状況にあったということ自体は、これは認識はされておるわけでしょ。ですから今回の制度へ移行するんでしょ。違うんですか。

○ 契約課長

先ほどから答弁いたしておりますけど、落札率が高い結果として談合が行われたかどうかということにつきましては、その事実は把握をいたしておりません。ただ今回はより談合がしにくい環境を作るということから、一般競争入札の導入ということを考えております。

○ 永露委員

より談合がしにくい状況に持っていくということですね。より談合がしにくい状況、ということとは端的に言えば疑わしいということじゃないですか。もう言わなくていいですよ。言われないんでしょから言わなくていい。私はそう思ってる。私は少なくともこれまで非常に高い確率で疑いが強いということは私は思っております。あなたも思ってるんでしょけども。今うなずかれましたけども。それは言葉では言われないと思いますよ。思わずうなずかれたんで分かりますけども、同じ気持ちだと思います。

先ほど兼本委員が言われましたけども、私は非常にそこが一番危惧しておったんですけども、今回の談合防止の、談合をさせないという非常に今回の入札制度はそういう目的が一番の大きな目的ですので、そのために今回の入札制度を改めるんですけども、先ほど兼本委員がいみじくも言われましたけども、表向きは数は確かに増えるんですけども、実態はどうかとなると非常に問題がある。これは去年視察に行きまして課長、部長も目の前で確認されたことですので、非常に問題があるんです。こういう場合常に私は相手の立場になって考えるんですけども、私が例えば業者ですと、今回の一般競争入札に対する対抗策、これは完全に応募辞退ですよ。応募辞退のための談合をやるんですよ。これやられるとどうしようもないんです。応募辞退の談合はこれ罪ですか。ならんと思いますよ。ですから堂々と応募辞退の談合、話し合い、談合がおかしいなら話し合いをやるんですよ。今回はこの数で行く、次はこの数でいく。今までどおりの話ですよ。状況はいっちょん変わらん。それに対する先ほど兼本委員も指摘をされましたので、当然そういうことも想定して、頭の中に入れてその対抗策も少しキチンと考えていてほしいと思っております。

それともう1点が、前回も私申し上げましたけども、談合防止の最大の方策、これは前回も言いましたけども談合が割に合わんということをや業者の中で認識させることです。絶対に割に合わんということ、それには罰則規定ですよ。今回罰則規定を何も扱ってませんね。扱わないんですか。扱わないとすればなぜですか。これまでどおり4カ月から18月以内、最大限24月ということでこれは扱わないんですか。

○ 契約課長

前回の委員会の中で、指名停止期間について最高が24カ月というのを36カ月というふうに延ばしたいというようなことを答弁させてもらってございましたけど、特に指名停止措置の中から談合といった部分と、最高の期間、24カ月を36カ月ということについてペナルティを強化という意味から現在検討をいたしております。早ければ来年度からでもその分については特にペナルティを強化した中で措置要領を作成していきたいというふうに考えております。

○ 永露委員

例えば3年、4年、5年とか、極端に言えば5年なら5年でもいいんですけど、最悪5年とかいう停止処分を受けると、もうこれはお手上げですよ、現実的に実際面としてはね。ですからそういう大きな罰則、デメリットもね、含むんだという、この談合に関してはそういう認識を業者の中にも持っていただくことも非常に大切なことだと思いますし、そしてもうひとつ最大の防止策というのがあるんですよ、談合の。これ大手の業者でもあっておりましたけども、ゼネコンでもあっておりましたけども、内部告発です。内部告発させるんです。内部告発をした業者については免除です、免除。国においてもしてましたでしょ。免除してましたでしょ。司法取引じゃないんですけども。そういう形でやるんです。そうすると絶対に業者間でも談合できません。誰からやられるか分からんから。談合できないんですよ。こういうこともひとつ方法として考えていただけたらなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○ 契約課長

現在公取の方でも内部告発した、一番目にした業者については課徴金の全額免除とかいったような措置を取り入れて現在運用されております。今言われました意見につきましても、今後

十分に参考にしながら検討していきたいというふうに考えております。

○ 永露委員

ぜひ検討はお願いしたいんですが、先ほど申し上げました罰則の強化と、今申し上げました内部告発の問題、それと先ほど兼本委員からもご提案のあっておりますいわゆる応募辞退、これらの問題について、これ7月から実施されるという予定でおったと今うかがっておりますので、それまでに方向付け出していただけませんかでしょうか。

○ 契約課長

今指摘をいただいております問題につきましては、内部で検討しまして、次回が4月か5月ごろに開催されると思いますので、その時点で何らかの報告をさせていただきたいというふうに考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

おはかりいたします。本件は掘り下げた審議をするということで、継続審査としたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から2件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「忠隈地区周辺の不審火への対応について」報告を求めます。

○ 総務課長

忠隈地区周辺の不審火への対応について報告いたします。

忠隈地区周辺の一連の不審火につきましては、昨年2月以降地域住民で組織する自警団や地元消防団および穂波支所職員による警戒巡視を行ってきたところですが、昨年11月23日に民家3戸が全焼する火災が発生し、人命にかかわる恐れが高まったことから市としての対応をあらためて見直しました。

このため、放火と見られる不審火の抑止と高齢者や女性を含む自警団の負担軽減を図るため、昨年12月25日から防犯カメラ3台を忠営二区内に設置するとともに市職員による警戒巡視体制を強化し、12月22日以降、休日夜間を含む一日3回の巡回を行ってまいりました。

また、防犯カメラの設置については、プライバシーを損なうことのないよう県のガイドラインに沿って運用し、12月20日に住民説明会を開催し、一定のご理解をいただいていたところでした。

今回の措置につきましては、不審火が1年以上続き終息しないという異例の事態に対応するための緊急措置でありましたが、1月10日の容疑者逮捕を受け、一部警戒巡視体制を縮小しておりましたところ、31日に容疑者が起訴されたことから、この後すみやかに住民説明会を開催のうえ、警戒巡視体制を解くとともに防犯カメラにつきましても撤去する方針でございます。以上簡単ですが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 兼本委員

地元の方たちはそれでご理解いただいたわけやな。地元の人たちに説明会開いて。

○ 総務課長

地元の住民の方々への説明会は、この後速やかに開催する予定でございます。また12月2

0日に住民説明会を開催した折にも、収まって3カ月くらいをめどにというようなことをあらかじめご了解いただいておりますので、そういった説明を再度させていただこうというふうに考えております。

○ 兼本委員

もちろん地元の方たちがそれでご理解していただければ、それで一番いいと思いますけど、せっかく予算つけてやって今3カ月間はないけれども、全面自供があったんであればいいと思いますけど、全面自供のない状態で、警察の方も疑いがあるからということであらいたい核心持たれてるのかもしれませんがね。そこのところの対応は緩やかにやらんと、体制を解いた、また発生したということになってくるとね、対応にそこにもうまた誤りがあったということで批判的にもなりかねませんのでね。せっかく今まで苦労して、市の職員もがんばられた、市も予算つけて防犯カメラ付けたということの中で、あとあと悔いの残らないようにやっていただかないと、これまた批判的になると現課としてもせっかく今までやったのが何になったんやろうかということもありますのでね。もちろん地元の方のご理解というのが一番の大事なことですけど、その点よく諮って、私どもよく分かりませんのでね、大きな災害で幸い今までのところ人身の災害はなかったわけですけど、人身の災害があれば大変なことになりますので、よく対応を見極めて対処していただきたいということを要望しておきます。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」報告を求めます。

○ 管財課長

公用車の交通事故について報告をさせていただきます。

お手元に事故現場の見取り図がございますが、菰田排水機場近くのテニスクラブの裏の交差点でございます。

本件事故は、去る1月10日(木)午後4時10分頃、高齢支援課嘱託職員が公務を終え帰庁する途中、市道高島線と市道車元・露切線が交差する、信号も停止線もない見通しの悪い十字路交差点です。市側の方が車元・露切線を減速し直進してまいりましたが、高島線を左側から直進してきた相手車両と衝突したものです。

市側は胸部打撲で全治7日間の人身等、車両についてはフロントバンパー、ボンネットおよび右ドア等を損傷したものです。

相手方ですが、肋骨骨折、頸椎捻挫で全治3週間の人身、車両についてはフロントバンパー、ボンネットおよび左ドア等を損傷したものです。

事故の原因ですが、双方の一旦停止違反および前方不注意でございます。この事故に係る損害賠償については、現在相手方と協議中であります。

職員には安全運転に心がけるよう注意を行っております。また職員につきましても安全運転をするよう指導してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。